

平成30年9月末 釧路方面の少年非行概況

北海道警察釧路方面本部生活安全課

1 非行少年・不良行為少年補導状況

(平成30年9月末 前年同期比)

年別	区分(人)	総数	刑法犯				特別法犯				〈犯少年	不良行為少年
			計	犯少年	触法少年	触法少年	計	犯少年	触法少年	触法少年		
全道	平成30年	845	741	483	258	104	99	5			11,822	
	平成29年	954	852	531	321	101	93	8	1		13,229	
	増減	-109	-111	-48	-63	3	6	-3	-1		-1,407	
釧路方面	平成30年	69	56	41	15	13	13				1,292	
	平成29年	76	63	41	22	12	11	1	1		1,510	
	増減	-7	-7		-7	1	2	-1	-1		-218	



2 刑法犯罪種別検挙・補導状況

(平成30年9月末 前年同期比)

区分(人)	年別	平成30年		平成29年		増減			
		犯罪	触法	犯罪	触法	犯罪	触法		
総数		56	41	15	63	41	22	-7	-7
凶悪犯					1	1		-1	-1
殺人									
強盗									
放火									
強制性交等					1	1		-1	-1
粗暴犯		12	8	4	5	4	1	7	4
凶器準備集合									
暴行		8	4	4				8	4
傷害		4	4		5	4	1	-1	-1
脅迫									
恐喝									
窃盗犯		24	15	9	38	24	14	-14	-9
知能犯		2	2		1	1		1	2
風俗犯		3	2	1	2	1	1	1	1
その他の刑法犯		15	14	1	16	12	4	-1	2

『触法少年』とは
14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいいます

『〈犯少年』とは
まだ犯罪を行っていないが、そのおそれのある少年をいいます

『不良行為少年』とは
飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年のことです。



初発型非行とは、非行の動機・手口が比較的単純で、初期的段階の非行と言われる万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領(持ち主の分からない物を勝手にとってしまおうこと)をいいます。

3 初発型非行の状況(学職別)

(平成30年9月末 前年同期比)

区分(人)	学職	総数		学 生				有 職		無 職	
		増減	増減	小 学 生		中 学 生		高 校 生		そ の 他 学 生	
				増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減
初発型非行	平成30年	19		5	4	4	1	4	1		
	平成29年	35	-16	6	9	12	1	3	4	-3	
万 引 き	平成30年	10		4	2	1		2	1		
	平成29年	20	-10	6	7	2	1	1	3	-2	
オ ー ト バ イ 盗	平成30年										
	平成29年										
自 転 車 盗	平成30年	6		1	1	2	1	1			
	平成29年	5	1		2	3		1	1		
占 有 離 脱 物 横 領	平成30年	3			1	1		1			
	平成29年	10	-7			1	7	2	1	-1	

4 特別法犯の検挙・補導状況（法令別）

（平成30年9月末 前年同期比）

区分(人)	年別	平成30年		平成29年		増減	
		数	触法	数	触法	数	触法
総	数	13		11	1	2	-1
軽	犯 法				1		-1
銃	刀 法	1		1			
大	麻 取 締 法						
覚	せ い 剤 取 締 法						
児	童 買 春・児 童 ポ ル ノ 禁 止 法	9		2		7	
道	育 成 条 例	1		1			
そ	の 他 の 特 別 法	2		7		-5	

特別法犯とは、刑法以外の法令や条例等に触れる行為をした犯罪をいいます。



5 福祉犯検挙人員

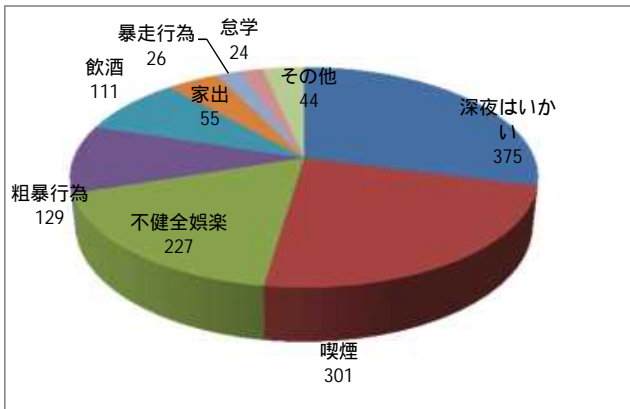
（平成30年9月末 前年同期比）

区分(人)	合計	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ法	風俗営業適正化法	道育成条例	覚せい剤取締法	その他
年別							
平成30年	25	1	14		9		1
平成29年	29	1	12	1	14		1
増 減	-4		2	-1	-5		

6 不良行為少年行為別・学職別補導状況

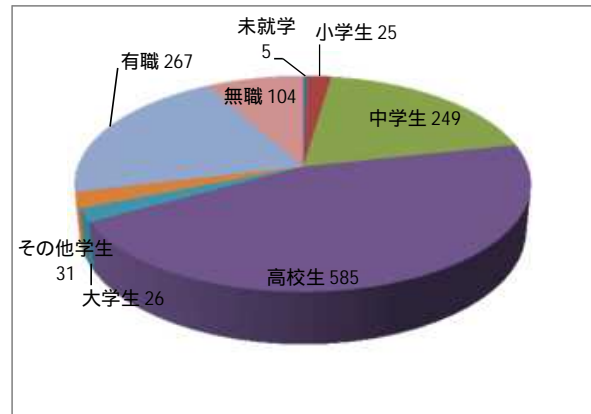
行為別補導状況

（平成30年9月末）



学職別補導状況

（平成30年9月末）



補導は、行為別では深夜はいかいが最多、次いで喫煙の順、学職別では高校生が最多、次いで有職少年の順。



7 少年サポートセンターの活動

少年サポートセンターとは？

非行や犯罪被害、児童虐待等、少年に関わる様々な問題について、相談を受けたり直接指導・支援することで、少年の非行防止・健全育成を行うところです。

少年サポートセンターの活動紹介

非行の未然防止を目的とした街頭補導活動や継続補導、少年相談の受理のほか、被害少年に対する支援や少年の居場所づくり事業等、少年の健全育成に関わる様々な業務を行っています。

少年相談 110 番
フリーダイヤル 0120-677-110
通話料金はかかりません
 （平日午前8時45分～午後5時30分まで・土日祝は留守番電話）

少年サポートセンター
 釧路市黒金町10丁目5番地1